

「ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策に
ついて」の大阪市としてとるべき方策検討部会報告（案）

平成 27 年 1 月

大阪市人権施策推進審議会

大阪市としてとるべき方策検討部会

「ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策について」の大阪市としてとるべき方策検討部会報告（案）

目 次

はじめに	P 1
基本的な考え方	P 1
1 目的	
2 定義	
(1)対象者	
属性	
範囲	
(2)意図・目的	
(3)表現の内容、場所、方法など	
ヘイトスピーチに対してとるべき措置の内容	P 4
1 国の実施する措置との関係	
2 大阪市独自の措置の検討	
(1)本市施設等の利用制限	
(2)認識等の公表	
(3)訴訟費用の負担	
(4)その他の支援	
3 措置の対象	
措置をとるにあたっての手續	P 9
1 申立主義	
2 審査機関	
(1)位置づけ	
(2)構成	
(3)手續	
参考資料	
資料 1 諮問書（平成 26 年 9 月 3 日付け大市民 358 号）(写し)	P 12
資料 2 大阪市人権施策推進審議会委員・専門委員名簿 「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき 方策検討部会名簿	P 13
資料 3 審議経過	P 15

はじめに

ヘイトスピーチについては、政府や国会においても法律の制定も含めた様々な観点から検討が進められているが、当部会は、ヘイトスピーチに対して基礎的自治体である大阪市としてとるべき具体的な方策について、憲法で保障されている「表現の自由」との整合性や行政が行いうる措置等に関わる憲法、行政法等の観点も含め、この間6回(平成26年10月3日、10月31日、11月14日、12月12日、12月26日、平成27年1月16日)にわたって会議を開催し、関係団体からのヒアリングも実施しながら、専門的な検討を進めた。

検討にあたっては、大阪市においては「大阪市人権尊重の社会づくり条例」に行政及び市民の責務を明確に定め、たうえで人権尊重の社会づくりを推進している現状や、人種差別撤廃条約第4条(a)項・(b)項を政府が留保している状況、さらには最高裁判所の判決などヘイトスピーチをめぐる諸般の状況も踏まえ、現行法制度の下で大阪市として実施可能な方策について取りまとめたものが本報告である。

なお、大阪市長から審議会への諮問事項は「『憎悪表現(ヘイトスピーチ)』に対する大阪市としてとるべき方策について」であるが、「憎悪表現」という表現がヘイトスピーチの正式な日本語訳ではなく、ヘイトスピーチという表記がすでに一般化していることから、部会では「ヘイトスピーチ」に表現を統一している。

基本的な考え方

1 目的

市民の人権擁護

基礎的自治体である大阪市がヘイトスピーチに関して方策をとる目的については、ヘイトスピーチにより被害を受けた市民又は市民の属する集団(以下「市民等」という。)の擁護とするのが適当である

基礎的自治体である大阪市がヘイトスピーチに関して方策をとる目的については、ヘイトスピーチを行っている者(以下「表現発信者」という。)に対する措置よりも、国(法務局)が運営する人権侵害救済制度(人権侵犯事件)を補完しながら、ヘイトスピーチにより被害を受けた市民等を支援する仕組みづくりを基本とするのが適当である。

2 定 義

ヘイトスピーチの定義

ヘイトスピーチの定義については、次の要件に全て該当するものとする
ことが適当である

(1)対象者

人種、民族に係る特定の属性を有する個人又は集団

(2)意図・目的

社会からの排除や権利・自由の制限、又は明らかに憎悪若しくは差別を扇
動することを目的とする表現行為

(3)表現の内容、場所、方法など

相当程度の侮蔑、誹謗中傷又は脅威を感じさせ、かつ、一般聴衆が受動的
に発信内容を知りうる状態にあるもの

(1)対象者

属性

「人権侵害を受けた市民等の擁護」という目的からすると、その対象は人種、
民族による差別に限定されるものではないが、大阪市内でヘイトスピーチが行
われている現実を踏まえ早急に具体的な方策を講じていくことが求められてお
り、人種、民族に係る特定の属性を有する個人又は集団を対象とするものに限
定して制度を開始することが適当である。

他の人権課題（思想信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向
など）については、それぞれの人権課題についてヘイトスピーチの定義に該当
する事象の発生や社会における差別意識の拡大などの社会的な事実が積み重な
ってきた段階で、制度の運用状況や大阪府が作成を検討している「差別解消ガ
イドライン」の状況も踏まえて人権施策推進審議会において検討を行うことが
適当である。

範囲

特定の個人に向けられたものだけでなく、一定の集団に属する者全体に向
けられたものについても、名誉毀損などの特定人の具体的な損害が認められる
か否かを問わず対象とすることが適当である。

参考 集団に対する名誉棄損について

ある性質を有する集団に対する行為がその集団に属する人や法人（以下、「人等」
という）に対する名誉棄損になるかについては、現実にその集団に属する人等の
社会的評価を低下させると評価できるか否かによる
名誉毀損が認められた事案

- ・集合住宅に居住する外国人が所属する自治会が麻薬団の本拠であり自治会が麻薬のブローカー集団であるかのような新聞報道について損害賠償を請求した事案（東京高判 S29. 5. 11）

名誉毀損が認められなかった事案

- ・殺人の動機がサラ金の過大融資にあるように書かれた報道記事が全国の消費者金融業者に対する名誉棄損とならないとされた事案（大阪地判 H5. 3. 26）
- ・「アイヌ資料集」に差別的表現が含まれるとして名誉棄損にもとづく損害賠償などを求めたが、アイヌ民族に属しているからといって個人に権利侵害が生じているとは言えないとされた事案（札幌地判 H14. 6. 27）

(2)意図・目的

意図・目的については、憲法上保障されている表現の自由との関係を考慮して単なる批判や非難は対象外とし、社会からの排除や権利・自由の制限又は明らかに憎悪若しくは差別を扇動することを目的とするものに限定することが適当である。

(3)表現の内容、場所、方法など

表現内容における「ヘイト性」の有無や「相当程度」の判断基準を明確に規定することは困難であり抽象的な表現とならざるを得ず、個別の事案ごとに判断することになる。

表現の場所、方法などについては、公共の場所での表現行為と不特定多数の者の閲覧等が考えられる。

公共の場所(道路、公園、施設等)での表現行為

- ・デモ、街宣
- ・ビラの配布
- ・ポスター、幕等の掲出

不特定多数の者の閲覧等

- ・新聞、雑誌
- ・インターネット動画サイト
- ・DVD 等記録媒体の配布

会員のみ参加できる集会など、限定した参加者に向けた表現行為は対象外であり、一般聴衆が受動的に発信内容を知りうる状態にあるかが判断の基本となるが、個別の事案ごとに判断する必要がある。

基本的な考え方の例は次のとおり

施設内で開催される集会で、一般聴衆の傍聴も可能
 道路、公園のようなオープンスペースで開催され、発言やビラ、のぼり、幕等の内容を一般聴衆が知りうる
 上記のような集会等で配布される新聞、雑誌、DVD や上映される動画等
 不特定多数が閲覧可能なインターネットサイトに掲載された、上記のような集会等を記録した動画

} 対象

施設内で開催される集会で、限定された参加者のみで一般聴衆なし
上記のような集会内でのみ配布される新聞・雑誌や閲覧される動画等

} 対象外

ヘイトスピーチに対してとるべき措置の内容

1 国の実施する措置との関係

地方自治体は、国の人権侵害救済の補完的な役割を基本とするのが適当である

国においては、人権侵害一般に関し、法務省の人権擁護機関による人権侵犯事件調査処理の手続きがあり、人権侵害救済手続の枠組みが確立されている。

地方自治体は、国の補完的な役割を果たすことを基本として、大阪市独自の方策を実施するとともに、国の制度と連携を図ることが適当である。

しかしながら、国の人権侵犯事件調査処理手続に強制力を伴う措置がない中で、大阪市が措置を講じるにあたり関係者に対して協力義務や罰則等を課すことを条例で定めることは難しいと解される。

参考 国が講じている措置

- ・ 援助〔関係機関への紹介、法律上の助言等〕
- ・ 調整〔当事者間の関係調整〕
- ・ 説示・勧告〔改善勧告〕
- ・ 要請〔実効的対応ができる者に対し、必要な措置を要請〕
- ・ 通告〔関係機関に情報提供し、措置の発動を要請〕
- ・ 告発〔犯罪に該当すると考えられる場合には刑事訴訟法による告発〕
- ・ 啓発〔人権尊重に対する理解を深めるための働きかけ〕

2 大阪市独自の措置の検討

大阪市独自の措置として、表現発信者に対する本市施設の利用制限、認識等の公表、訴訟費用等の支援などの被害者救済策について検討を行ったが、表現内容がヘイトスピーチに該当するかどうかはその内容を確認しなければ判断できないため事前の規制は現実には困難であり、事後的な救済が主とならざるを得ない。

(1)本市施設等の利用制限

ヘイトスピーチが行われる、又は、行う団体であることのみを理由に公の施設の利用を制限することは困難である

(公の施設について)

地方自治法では、公の施設は本来住民の福祉を増進する目的をもってその利用を供するための施設であるから、正当な理由がない限り利用を拒むことはできず、不当な差別的取扱いをしてはならないとされている（同法 244 条）。

利用を拒否する場合には正当な理由が求められ、該当する場合としては、相手方が使用料を納付しない場合、収容可能人員を超過する場合、他の利用者に重大な迷惑を及ぼす蓋然性が高い場合等とするのが一般的な見解である。大阪市の場合、「公安又は風俗を害するおそれがある」「管理上支障がある」等が利用許可の制限事由として各施設の条例で規定されており、他の自治体においても同様である。

(ヘイトスピーチを理由とする公の施設の利用制限について)

最高裁判例では、「集会の目的や集会を主催する団体の性格そのものを理由として使用を許可せず、あるいは不当に差別的に取り扱うことは許されない」とされており、ヘイトスピーチが行われる、又は行う団体であることのみを理由に本市施設等の利用制限を行うことは困難であり、そのような趣旨の条項を設定することもできない。

また、施設の利用制限に合理的な理由があるとして認められる場合として、最高裁判例では「会館の管理上支障が生ずるとの事態が、許可権者の主観により予測されるだけでなく、客観的な事実を照らして具体的に明らかに予測される場合」や、「警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別の事情がある場合」とされているが、団体が施設等を利用することに伴い「管理上支障が生ずる」「混乱を防止できない」等状況が具体的に予測されることが必要であり、ヘイトスピーチが行われる、又は行う団体であることだけをもって、事前に利用を制限することは困難である。

参考判例 泉佐野市民会館事件（最判 H7. 3. 7）

上尾市福社会館事件（最判 H8. 3. 15）

(2)認識等の公表

ヘイトスピーチと認定した事案について、事案の概要と講じた措置を公表し、大阪市の姿勢を示すことが適当である

ヘイトスピーチについては、その概要を公表することがヘイトスピーチに関して具体的知識のなかった人に誤った認識を与える可能性があるなど差別の拡散につながるおそれがあり、ヘイトスピーチを行った団体等には公表が制裁的效果を持たないと推測される。

また、インターネット動画サイトなどの不特定多数の者の閲覧等については発言表現者の特定が難しく、プロバイダが海外に本拠を置いているケースもあり、発言表現者への説示・勧告やプロバイダへの削除の要請には実効力が伴わないことが想定される。

しかしながら、ヘイトスピーチが行われたと認定した事案について、概要と講じた措置を公表することで、大阪市がヘイトスピーチは人権侵害であり許さないという姿勢を対外的に示し、抑止効果につなげることも期待できることから、差別の拡散につながらないように十分に留意しながら、ヘイトスピーチと認定した事案についてはその概要と講じた措置を公表することが適当である。

事案の概要については、大阪市の認識を付したうえで必要最小限の内容とし、ヘイトスピーチを行った団体等の名称については、事案ごとに制裁的な効果が得られることが見込まれる場合には、弁明の機会を与えたうえで公表することもありうる。

参考 公表内容の例

「平成 年 月 日に大阪市役所前で行われた街宣活動において、特定の民族を社会から排除し差別を扇動する発言がありヘイトスピーチと認定したので、街宣活動の主催者団体に対して発言に関する改善勧告を行うとともに、大阪法務局に大阪市の認識を通知した」

公表の方法としては、大阪市のホームページに掲載することを基本とし、社会的影響の大きい事案は記者会見を開催するなど事案の内容に応じて対応することが適当である。

(3)訴訟費用の負担

ヘイトスピーチについて、被害を受けたとする市民等を通じて司法判断を明らかにすることにより間接的に規制することを目的として、大阪市がその訴訟費用を負担することについては政策的な合理性があり、そうした制度を構築することが適当である

(司法を通じた間接的な規制について)

ヘイトスピーチは、憲法でその自由を保障された表現行為の一形態であるが、その一方で、社会における差別意識の拡大を惹起することになることからこれを制限することは憲法で保障された自由の制約原理である「公共の福祉」に適うものと考えられる。

このような憲法上の価値が衝突する場合にどちらを優先させるのかについての国家作用としての公権的な裁定は司法機関によって行われるものであるが、表現行為であるヘイトスピーチと「公共の福祉」によるその規制についての司法判断の蓄積がない中で、行政機関が行政作用として憲法に趣旨に即したヘイトスピーチの規制をすることは非常に困難であると考えられる。

こうした状況の下で大阪市としてとるべき施策の方向性としては、表現の自由としてのヘイトスピーチについて司法判断が示されるよう促進することによってこれを間接的に規制していくといったことが考えられる。

その手法としては、大阪市が裁判の当事者になることが直接的であるが、現行の裁判制度の下では具体的な被害を受けているとは言い難い大阪市が裁判の当事者になることは極めて困難なことから、ヘイトスピーチによる被害を受けたとする市民等が行う裁判を支援・促進することによりその施策の目的を達成していくことが考えられる。

(訴訟費用等の負担について)

ヘイトスピーチによる被害を受けたとする市民等が行う裁判の支援としては、裁判に要する費用や裁判の準備のための調査等に要する費用(以下「訴訟費用等」という。)を負担することが考えられる。

訴訟費用等の負担については、消費者被害等に関し被害者の訴訟費用を地方自治体が貸与するといった制度が設けられているが、これらは被害者の救済を目的としたものであり、被害者が勝訴し加害者から損害の賠償を受けた場合には救済が図られたことになり、また、被害者が敗訴した場合にはそもそも被害が生じていないことになることから、貸与した訴訟費用の返還を受けることになると考えられる。

これに対し、ヘイトスピーチに係る裁判の支援については、被害者の救済を

直接の目的とするものではなく、ヘイトスピーチについて司法判断を明らかにすることによってこれを間接的に規制していくことを目的とするものであることから、ヘイトスピーチについての司法判断が示され支援の目的が達成された場合には、裁判の結果いかんにかかわらず、大阪市が訴訟費用等を負担することについて公益上の必要性があり、裁判の当事者となった市民等に返還を求める必要はないと考えられる。

もっとも、訴えの取下げがあった場合や判決においてヘイトスピーチについての判断が示されなかった場合など裁判の支援の目的が達成されなかった場合に負担した費用の返還を求めていくべきである。

(審査機関による審査について)

訴訟費用等の負担をするかどうか、負担をする範囲や金額、負担した費用の返還を求めるかどうかについては、専門的な観点から客観的な判断をする必要があることから、 の2に記載している審査機関による審議を経て判断するのが適当である。

(期待される効果について)

以上のとおり、ヘイトスピーチによる被害を受けたとする市民等を通じて司法判断を明らかにすることによりヘイトスピーチを間接的に規制することを目的として大阪市が訴訟費用等を負担することは、政策的な合理性があると認められる。

また、必ずしも負担した費用の返還を前提としないことからヘイトスピーチによる被害を受けたとする市民等が司法判断を求めるインセンティブにもなり得ると考えられるとともに、こうした制度を設けることによって、ヘイトスピーチに対する大阪市の姿勢を示すといった効果も期待できるものである。

(4)その他の支援

インターネットサイト管理者への措置要求など市民等が実施するよりも行政が実施する方がより大きな効果が期待できるものについては行政が実施するといった観点から、多様かつ柔軟な支援メニューを検討し実施することが適当である

訴訟費用の負担のほか、ヘイトスピーチによる被害を受けたとする市民等に対する支援として、インターネット上でヘイトスピーチの内容等が掲載されている場合に、そのサイト管理者に対して削除等の措置を要求するといったことも考えられる。

こうした措置の要求については、被害を受けたとする市民等が行う場合には、調査能力等において限界があると考えられるとともに、公的機関である大阪市として行うことによってより大きな効果が期待できる。

このように、市民等が実施するよりも行政が実施する方がより大きな効果が期待できるものについては行政が実施するといった観点から、事案の内容に即した多様かつ柔軟な支援メニューを検討し実施することが適当である。

3 措置の対象

大阪市内で行われた表現行為等を対象（属地主義）とするが、訴訟費用等支援を受けることができるのは大阪市内在住者に限るとするのが適当である

措置の対象を場所で考えると、大阪市内で行われた表現行為等が措置の対象となることは当然であるが、大阪市内で行われている又は場所を特定できない表現行為等まで大阪市が評価することには疑問があり、被害を受けた者が市内在住者であるかどうかという属人で判断するのではなく、ヘイトスピーチが行われた場所で特定する属地主義で判断することが合理的である。

インターネット動画については判断が難しいが、市内で行われた表現行為等を配信している場合は措置の対象となるが、市外で行われているものや場所を特定できないものは市内在住者が閲覧した場合であっても対象にはならないと考えるのが適当である。

さらに、属地主義にたつ場合、被害を受けた者は市内在住者に限らず誰でも措置の対象となりうるが、措置の中でも訴訟費用負担については予算の執行を伴うことから対象を市内在住者に限定するのが適当である。

措置をとるにあたっての手續

1 申立主義

ヘイトスピーチにより被害を受けた個人等からの申立を受けて審査を行うことを基本とするが、審査機関が職権により調査を行うこともできるというのが適当である

申立は書面によるものとし、事実関係の調査等を行う必要があるため申立人は氏名を明らかにし、表現行為を具体的に特定して行うことを原則とするのが適当である

全ての事例を大阪市が捕捉することは困難であるため、被害を受けた個人等からの申立を基本とする。また、大阪市に応答義務が生じるものではない。

申立は、客観的な記録が必要であるため書面によるものとする。また、事実関係の調査や証拠の収集を行う必要があることから、原則として 氏名（団体による申立の場合は団体名称と代表者氏名）、連絡先（住所、電話番号・メールアドレス等の連絡先）、表現行為の日時・場所・内容を明記することを申立の要件とする。

匿名による情報提供についても内容に応じて可能な措置を取ることは妨げないが、認識の公表や訴訟費用等の支援などの措置については上記の要件を満たした申立のみを対象とするのが適当である。

例 「 会に関連する団体が大阪市内でヘイトスピーチを行っているので、この団体に行為の差止を求めてもらいたい。また、訴訟を提起したい」という匿名の申立があった

申立人の氏名が明らかでなく、また、表現行為の日時・場所・内容を特定できないため認識の公表や訴訟費用等の支援などの措置の対象とはしないが、情報提供として受け取る

2 審査機関

(1)位置づけ

市長の附属機関として設置した審査機関が、ヘイトスピーチ該当性や講じる措置等を判断することが適当である

審査機関は、条例により設置された合議制の市長の附属機関とし、個別の事案を調査・審議し、申立の事案におけるヘイトスピーチ該当性や措置の実施等を判断し、大阪市長に報告する。

審査機関からの報告を受けて、大阪市長は大阪市としての対応を決定する。

(2)構成

審査機関は、外部の専門家で構成することが適当である

審査機関は外部の専門家で構成し、大阪市長が市会の同意を得て委嘱する。

委員構成については、ヘイトスピーチによる被害を経験した者を委員として入れることが望ましいという考え方はあるが、被害者側だけではなく表現発言者の側も参画させることが公平性の観点から求められる（例として、労働関係の審議会であれば労使双方が参画している）。しかし、ヘイトスピーチに関しては

双方を代表する者を選定することが現実には難しく、中立的な立場の専門家により構成することが適当である。

委員は、有識者（行政法、憲法、国際法）及び弁護士で構成することが適当である。

(3) 手続

当事者双方から意見を聴取し、公平な審査を行うとすることが適当である

意見聴取は、客観的な記録が必要であるため書面により行う。当事者にとっても、審査機関が調査のために行う意見聴取への出席を求められるよりも書面による意見聴取の方が負担が軽減されるうえ、調査への協力も得やすくなると考えられる。なお、当事者が面談による意見聴取を希望する場合は、審査機関の判断により面談で行うことも可能である。

懸念事項として、審査機関の調査に応じる義務を課すことは表現の自由の保障の観点から困難であるため、十分な調査ができないことがありうる。当事者の協力が得られず判断が下せない場合には、情報を集めることができず判断できなかつたとして審査を終了することもやむを得ないとする。

参考資料

資料 1 諮問書（平成 26 年 9 月 3 日付け大市民 358 号）（写し）

資料 2 大阪市人権施策推進審議会委員・専門委員名簿

「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会名簿

資料 3 審議経過

(写し)

諮 問 書

大市民第 3 5 8 号

平成 2 6 年 9 月 3 日

大阪市人権施策推進審議会

会 長 坂元 茂樹 様

大阪市長 橋下 徹

公 印

「憎悪表現(ヘイトスピーチ)」に対する大阪市として
とるべき方策について(諮問)

市民の人権を擁護する観点から、「憎悪表現(ヘイトスピーチ)」に対する
大阪市としてとるべき方策について、大阪市人権尊重の社会づくり条例第 5
条第 1 項の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

大阪市人権施策推進審議会委員・専門委員名簿

(50音順 敬称略)

会 長	川 崎 裕 子	弁 護 士
会長代理	中 井 伊都子	甲南大学法学部教授
委 員	有 澤 知 子	大阪学院大学法学部教授
委 員	大 前 藍 子	特定非営利活動法人大阪 NPO センター職員
委 員	金 沢 一 博	大阪市会議員
委 員	代 田 敬 子	人材育成コンサルタント業「レシプロシーズ」代表
委 員	杉 村 幸太郎	大阪市会議員
委 員	武 田 勝	積水ハウス株式会社法務部ヒューマンリレーション 室部長
委 員	永 井 啓 介	大阪市会議員
委 員	西 田 芳 正	大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授
委 員	宮 本 雄一郎	公募委員
委 員	村 木 真 紀	公募委員
委 員	森 実	大阪教育大学教授
専門委員	重 本 達 哉	近畿大学法学部准教授
専門委員	中 井 伊都子	甲南大学法学部教授、(委員と兼任)
専門委員	細 見 三英子	ジャーナリスト
専門委員	毛 利 透	京都大学大学院法学研究科教授

「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会名簿

部会長	川崎裕子	弁護士
専門委員	重本達哉	近畿大学法学部准教授
専門委員	中井伊都子	甲南大学法学部教授
専門委員	細見三英子	ジャーナリスト
専門委員	毛利透	京都大学大学院法学研究科教授

審 議 経 過

	開催日	審議内容等
市長から大阪市人権施策推進審議会への諮問	平成 26 年 9 月 3 日	諮問 「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策について
第 1 回 「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会	平成 26 年 10 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の検討スケジュールについて ・大阪市内の「憎悪表現(ヘイトスピーチ)」等の状況について ・国連勧告及び政府の見解について ・当面の課題整理について
第 2 回 「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会	平成 26 年 10 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・次回の検討部会におけるヒアリングについて ・「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策を検討するにあたっての論点（試案）
第 3 回 「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会	平成 26 年 11 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体へのヒアリングについて ・「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策を検討するにあたっての論点（試案）
第 4 回 「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会	平成 26 年 12 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体へのヒアリングについて ・「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策を検討するにあたっての論点（試案）
第 29 回 大阪市人権施策推進審議会	平成 26 年 12 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策の検討について ・（他の議題は省略）
第 5 回 「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会	平成 26 年 12 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策について（取りまとめ案）の検討
第 6 回 「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会	平成 27 年 1 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策について」部会報告（案）